

# 平成28年度 事業報告書

平成28年4月 1日から

平成29年3月31日まで

学校法人 大阪愛徳学園

## 1. 法人の概要

名称 学校法人 大阪愛徳学園（昭和60年4月1日法人設立）  
代表者 理事長 清水 幸子  
住所 門真市元町5番16号  
電話 06-6908-2266  
FAX 06-6908-2267  
設置する学校 住所 門真市元町5番16号  
名称 大阪愛徳幼稚園  
役員 理事 6名 監事 2名  
評議員 13名  
理事会 4回開催 評議員会 4回開催  
職員 27名

## 2. 事業の概要

### 【大阪愛徳幼稚園】

#### 《教育方針》

一人ひとりが「世界中でたった一人しかいない大切な自分」に気づき神様からもまわりの人達からも愛されながら育つ。1. 健康と心身の調和的発達2. 協調性と自主自立の精神3. 道徳性のめばえ4. 基本的生活習慣のしつけ5. ゆたかな情操、以上5点を大切にしている。

#### 《教育内容》

人生の基礎であるこの幼児期を勉強にとらわれることなく伸び伸びとした戸外遊びを大切にしながら、挨拶をふくめた美しい生活習慣を身につけること、そして友だちとの関わりを通じて正しい社会性を身につけること。五感の鋭いこの時期に専任講師による英語教室、体操教室をとりいれている。

	3歳児		4歳児		5歳児		クラス数計	園児数計
	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数		
定員	5	80	3	90	3	90	11	260
26年度	5	66	3	75	3	74	11	215
27年度	4	51	3	67	3	73	10	191
28年度	4	56	2	48	3	67	8	171

#### 《保育時間》

月～金曜日 午前9時～午後2時 土曜日 休園

#### 《納付金》

保育料 年額300,000円（12分割均等納付）  
バス維持費 月額 3,200円（8月なし）  
施設協力費 月額 1,200円  
行事費 月額 700円（年長 1,100円）

#### 《入園時の費用》

入園料 50,000円 検定料 3,000円

《預り保育》

月～金曜日 保育後～午後7時

《行事予定》

春の遠足、園外保育、聖母行列、七夕まつり、敬老の集い、運動会、いもほり、秋の親子遠足、七五三の集い、クリスマス会、もちつき、節分、劇あそび発表会、ひなまつり、卒園コンサート、お泊り保育、移動動物園

《施設関係》

園地面積 2,685㎡ 運動場面積 1,185㎡

B棟の耐震工事实施。A棟空調機の更新。

《設備関係》

ユニットプール、セーフティスペースの整備等を取得。スクールバスの更新取得。

《長期計画》

減価償却引当預金の期末残高は155,142千円となり、引当率は69.89%となる。

《事業報告》

平成28年度の事業は、前年度より園児が20名減少したものの、保護者の協力を得て役職員の真摯な努力により、着実に運営することができた。

平成27年度4月より子ども子育て支援新制度がスタートしたが、当園は、幼稚園の本来目的の幼児教育へのこだわりから、新制度への移行はせず私学助成を継続していきたい。

幼稚園業界では、幼稚園事業継続のために、園児は確保できているが、教諭が確保できないという、大変厳しい状況になっている。安定した教員組織にするには、新採を定期的に充実することで必要である。例えば、募集時期の前倒し、教育実習の積極的な受け入れ等可能な限りの手を尽くすのは勿論であるが、教員育成プランを策定し確実に幼稚園教諭を教育する。給与の額等で保育士だけにスポットを当てるのではなく、国を挙げて、幼稚園教諭の楽しさ、やりがい等仕事への夢を掻き立てるような取組みが今も将来にも必要な時になっている。

新制度施行しない場合であっても、2歳児への積極的なアプローチが重要であるので、未就園児教育の研究、実践を確実に進めたい。事情によっては、人材確保ができるようであれば、小規模保育事業の実施を研究する。

自己評価については、確実に実施し公表している。更に、その自己評価の内容を、学校評価委員会で検討し内容を別紙のとおりまとめた。内容を精査・検討し新年度の評価項目を策定することとした。

財務面では、事業活動収支計算書を見ると、事業活動収入の合計が117,300千円、事業活動支出の合計は、167,229千円で事業収支比率が142.5と経営改善は喫緊の課題と考えている。とりわけ人件費比率は80%を超えている平成29年度以降、職員の適正配置に取り組むと共に就業時間等についても再検討を行う必要がある。

新年度、園児数は前年度より29名減少し、相当厳しい経営状況になる。

また、当年度の卒園児は48名であるので、同数以上の園児確保を目指す。

【基本金】 学校法人会計基準に内容、種類が以下の通り規定されている。

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

前年度の消費支出の人件費（退職金を除く）、教育研究経費及び管理経費（それぞれ減価償却額を除く）、借入金等利息の合計を12で除した額で100万円単位。

### 3. 財務状況 別紙参照。